

潮音寺だより

第 257 号
平成 17 年 3 月
電話 052-671-4831
ファックス 052-671-4856

<ホームページ> <http://www.ne.jp/asahi/choonji/namo/>

〒456-0034 名古屋市熱田区伝馬 1 -10-11

阿彌陀仏
ここを去ること
遠からず。

【出典】『観無量寿経』

『阿彌陀経』に

これより西方（さいほう）に

十万億の

仏土を過ぎて

世界あり

名づけて

極楽（ごくらく）という…と

そんなに遠くでは

とても

とても

なんて

思っていないませんか？

大丈夫

阿彌陀仏は

わが

胸（むね）に在（あ）りす

Photo by K.Shodo

京都議定書

近年、なにかと異常気象が伝えられる中、地球温暖化に歯止めをというところで、いよいよ本年二月十六日から、「京都議定書」が発効するところとなりました。

少しおさらいをしてみますと、「京都議定書」とは、一九九七年十一月、気候変動枠組条約の目的を達成するため、京都で開かれた第三回締約国会議（COP3）にて採択された国際条約です。

先進国に対し、二〇〇八年～二〇一二年年に、温室効果ガスを一九九〇年比で一定数値（日本八％、米七％、EU八％、ロシア〇％）を削減することを義務づけています。二月十六日現在で、一四一カ国・地域（欧州連合を含む）が批准（*aprove*）済みです。

ところが、途上国に対する義務づけがないこと、さらに、アメリカ経済に悪影響を及ぼすとの理由から、世界最大の二酸化炭素排出国であるアメリカ合衆国が、離脱を表明しているというところで、大きな問題を抱えてのスタートとなつていきます。

この目標数値だけを見ると、日本の場合、他の先進国に比べると優遇されているかのようですが、そうではないようです。日本商工会議所の山口信夫会頭は、発効の日、「米国は参加せず、欧州と比べても日本が極めて不利な条件で条約が発効する事態になったのは、外交政策の失敗とも言うべきものだ」と政府を厳しく批判する「コメント」を発表しました。

実は、日本の場合、九九年時点

で、既に九〇年よりも七％程度も排出量が増えており、エネルギー起源の二酸化炭素は、新たな対策を投入しても、九〇年並にするのがやっとだということです。

そのあたりのことをひまゑ、阪大社会経済研究所の西條辰義教授が、京都議定書の問題点を次のように指摘しています。

「日本は乾きかかった濡れ雑巾であり、絞る余地がほとんどない。技術革新や人々の生活態度が変わらない限り、議定書の目標の達成すら定かでない。米国は水を十分に含んだ濡れ雑巾だが、米国流の生活態度や国益を盾に絞るつもりがあまりない。このような状況のなかで、欧米国がほぼ似通った削減率を持つてしまった。」

それで、もし、目標が達成でき

なかつた場合どうなるかということ、議定書では、「排出量取引」を認め、目標達成して余裕がある国は、未達成国に排出権を売る事が出来るということです。ロシアが前向きなのは、「0%の厚遇」に加えて、その余分な排出権を大量に売れる見込みがあるからだ、との指摘があります。

つまり、日本の場合、不足分を排出権取引で、ロシアなどから買わなければならなくなり、しかも、このまま無策に近い状態で時を送るなら、膨大な買い取りが必要になるということです。

このように見てくると、「京都議定書」は、日本にとつて、とても厳しいものなのです。しかし、地球温暖化で海面上昇が起り、水没して国が消滅することが予測さ

れる国々としては、切実な問題であります。たとえば、温室効果ガスと地球温暖化との因果関係が、必ずしも明確ではないにせよ、莫をも懼む思いで、「京都議定書」に寄せる期待は大きいことでしょう。NGOの代表が「議定書発効は、一国主義に対する多国間主義の勝利。強い意志で取り組んできた日本に敬意を表する」と発言されているように、むしろ、日本は、議長国としての自負と責任のもと、個人レベルでも関心を寄せてゆくべきでしょう。

折しも、三月二十五日から愛・地球博（愛知万博）が、いよいよ始まりです。メインテーマに「自然の叡智」、またサブテーマの一つに「循環型社会」を掲げています。こ

こでも、そんな視点で見学できれば、と思うのであります。

先日、NHKのテレビ番組で、東北大学金属材料研究所が、新しいローコストの発光ダイオードを開発し、今後、照明分野やDVDなど映像記憶メディアの世界で、数兆円の市場を動かす可能性がある」と報道していました。さらに、温室効果ガス削減のためには、家庭用燃料電池や燃料電池自動車の開発が不可欠といわれています。どうか、これを技術革新のチャンスとして、これらの分野でも、日本の学者や企業に、ぜひとも頑張っていたきたいものであります。そして、自国の利益のために良心を放棄した米国に対して、「一矢を報いてもらいたいと密かに願っているのは、私だけでしょうか…。」

法ほう

「法」とは、サンスクリット語のダルマですが、非常に多岐にわたる使い方がされていて、説明の難しい言葉です。

一般には釈尊の悟られた心理、あるいは釈尊の説かれた教えという意味に受け取られています。が、じつはこのダルマという言葉は仏教の発明ではなく、古代インドから、宗教的真理・法律・制度・慣習・倫理・道徳といった幅広い意味を持って、現在まで使われているのです。

とくに仏教的な意味で「法」という場合、注意しなければならぬのは、釈尊の悟られた「縁起の理法」という法則性をさす場合です。

その法則性にもとづいて存在するものすべてをさす場合とがあることです。

住職通信

金が出来るのが成功ではない。他人さまのお世話が出来る身になることが成功だ。



例えば「諸法無我」とか「諸法実相」などという場合の「法」は「真理にもとづいて存在するすべてのもの」という意味で使われています。

こうした、真理とそれによる存在を同一視する「法」という言葉の用法は仏教独特のもので、のちに教義上、さまざまな議論を発展させることになりました。

法と仏陀を一体のものと考ええる「法身仏」といった大乘仏教の思想もそこから生まれてきています。(ひろさちや『仏教歴史百科』)

雑雑記

▼春彼岸施餓鬼会



春めいた、頬をよぎる風に、何かしら心躍るこの頃…。

お施餓鬼が勤まります。今年日は曜日にあたります。皆さまお揃いで、お参り下さいますようお願い申し上げます。

◎期日 三月二十日(日)
◎時間 一時半～二時四十分

▼お詫び

先月号で、「無財の七施」の説明の中、②和顏悦色施、③言辞施の部分、ルビの間違いがありました。やはり、慌てるようなことありません。ここに訂正をしてお詫び申し上げます。

▼心こころ々々としみじみ 燻いぶる二日灸ふたひのしほ 沐魚みくぎょ